

## 令和6年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年12月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 榎原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 榎原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 吉田稔	17番 木村松雄
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監正木孝一	教育長 高田稔
理事事坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 住友勝次	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉成永吾  
財政課長 藤井信良

会計管理者 清田美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

日程第2 議案第55号 令和6年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第3 議案第56号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第4 議案第57号 令和6年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第58号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
について

日程第6 議案第59号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第60号 阿波市企業立地促進条例の一部改正について

日程第8 承認第14号 専決処分の承認を求めるについて  
(令和6年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について)  
(日程第2～日程第8 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立了しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、7番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

7番北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより7番北上正弘、一般質問をさせていただきます。

通告してあった質問事項は大枠で2点あります。1点目はケアラー支援について、2点目は避難所運営についてでございます。順を追って質問させていただきます。

まず初めに、ケアラー支援についてです。地域社会における重要な役割を担いながらも、支援が十分とは言えないケアラーについて取り上げます。

日本では高齢化が進む中、家族介護者やヤングケアラーの負担が増加しており、その課題解決が急務となっています。本市においても、ケアラーの支援体制を強化する必要があると考えます。全国で見れば、以前テレビ報道で、22歳の孫である女性が介護していた祖母を殺害するという痛ましい事件がありました。その判決は懲役3年、執行猶予5年でした。彼女は周囲の人に、仕事をしながらの介護は無理かもしれない相談をしていたり、軽い鬱病との診断を受けていたにもかかわらず、事件は起きました。裁判長からは、介護による睡眠不足や仕事のストレスで心身ともに疲弊し、強く非難できないとの結論でした。介護に詳しい大学の教授のコメントには、周囲が女性を追い込んでいる、あくまで祖母の介護をどうするのかの視点で考えているので、彼女のこと、すなわち介護する側のことを考える人は誰もいなかつたのだろうと述べています。

介護する側の実態はどうなっているのか、公的な調査ではありませんが、日本ケアラー連盟とNPO法人介護者サポートネットワークセンターが以前に行った調査があります。

全国の2万1,641世帯へアンケートを行ったもので、そのうちの半分の1万663世帯から回答がありました。そのうち、家族や身の回りの人の介護、看病、療育、世話などを行っているケアラーは2,075人、率でいうと19.5%となります。そのケアラーを対象とした調査結果が以下のとおりです。体の不調を感じている人は2人に1人、心の不調を感じている人は4人に1人以上います。また、5人に1人は孤独感を感じています。なお、調査ではケアラーでない人は6,269人いましたが、その方への将来のケアについての質問で、何と84.5%の人がケア、介護することへの不安を感じていると答えています。

本市においても、介護するケアラーへの支援が必要であり、特に鬱など心が不調であるケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげること、また社会から孤立することなく、本人が尊厳を保ちながら無理なく介護を行うことができるようすべきであります。

そこで、今回の質問です。ケアラー支援についての1点目、ケアラーについて。2点目、阿波市としてのケアラーに対しての支援はを一括で答弁お願ひいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稻井誠司君） 改めまして、おはようございます。

北上議員の一般質問の1問目、ケアラー支援について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、ケアラーについてでございますが、ケアラーとは心や体に不調のある人の介護、看病、療育、世話、気遣いなどケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアされる方のことです。実際に家族でケアをされている方は、子ども、若者が日常的に家事や家族の世話をしているヤングケアラー、子育てをしながら介護をされているダブルケアラー、働きながら介護をされているビジネスケアラー、ご高齢の方が高齢者の介護をされている老老介護など状況は様々な場合がございます。一言でケアラーといつても置かれている状況は多様であり、一つの機関等で対応することは困難なケースがほとんどでございます。

次に、2点目のご質問、ケアラーに対しての支援はについてでございますが、ケアラー支援に当たりましては、多機関が連携して支援に当たることが重要であると考えております。そこで、ケアラーについて理解をしていただくため、広報あわ11月号にケアラーを知っていますか、全ての年齢のケアラーに支援が必要ですと周知をさせていただいているところでございます。

また、相談窓口として高齢者の介護については介護保険課、地域包括支援センター、障害者のケアについては社会福祉課、ヤングケアラーについてはこども家庭センターの連絡先を掲載しております。

そして、今年初めて、介護の日に当たる11月11日にケアラーについてより理解していただくため、阿波市手をつなぐ育成会が主催し、ケアラー支援イベントを阿波市役所で開催いたしました。イベント当日はおしゃべりコーナー、相談コーナー等4か所のブースを設置し、多くの方にご参加をいただきました。参加者の方は、介護する上での悩みについて意見交換し、親身になって悩みに寄り添ってくれうれしかった等のお声をいただきました。

今後におきましても、多機関と協力して、ケアが必要な人だけでなく、ケアラーの方も個人として尊重され、健康で心豊かな生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 答弁いただきました。

ケアラーには、子どもが家族の世話をしているヤングケアラー、子育てしながら介護しているダブルケアラー、働きながら介護しているビジネスケアラー、高齢者が高齢者を介護している老老介護などがあることが分かりました。例えば、家族ケアラーでは介護による心身の疲労や経済的負担を抱え、ヤングケアラーでは学業や進学に支障が出ているケースもあると思います。本市においてもこのような事例などがないか、一度調査、確認されてみてはいかがでしょうか。

現在、本市で実施されているケアラー支援についてですが、家族介護者やヤングケアラー向けに相談窓口の設置をされています。先ほど答弁にもありましたように、広報あわの11月号に「ケアラーを知っていますか」と題して掲載されています。（広報あわを示す）そこで、具体的な事例としてケアラーの声ということで50代女性のケアラーで、両親に介護が必要になった。大事な親だから私が面倒を見ないとと思うけど、仕事もあるし、ついいろいろしてしまうというのがございます。それで、高校生の声として、両親が働いているので認知症の祖母の面倒を見るのは自分しかいない。本当は友達と遊びたいし、クラブ活動もやりたいというのがございます。80代男性の声として、妻ががんになり看病しているが、私も先日から腰が悪くなり通院中。人に頼るのは苦手で、誰にも相談

できないというのがございます。ケアラー支援といつても多分野に分かれています。阿波市として取り組むべき課題として、何点か提案させていただきます。

1点目、ケアラーへの経済的支援として、介護に専念する家族ケアラーに対する補助金や助成金の充実。例えば、ケアラーの方が自身の体調不良による病院の通院費の助成など。

2点目、ヤングケアラーの支援として、教育機関と連携した早期発見体制の構築や、学業を両立するための支援策の強化。例えば、学校でケアラー調査アンケートを実施するなどで、適切な支援を講じることができると思われます。

3点目、地域支援の強化として、地域コミュニティにおけるケアラーの交流会や情報共有の場の創設。そのことについては、先ほども答弁でありましたように11月11日にケアラー支援イベントを阿波市市役所1階市民情報スペースにて阿波市手をつなぐ育成会の主催で開催していただき、結果好評でございました。毎月開催してほしい、気分がすっきりしたなど参加者の声をいただきました。主催者の阿波市手をつなぐ育成会の方にも話を伺いました。今回は主催者側ですが、私たちもケアラーなのです。ケアラー自らケアラー支援イベントの開催っておかしくないですかとの声をお聞きし、次回からは阿波市主催で開催してほしいとの要望をいただきました。

本市として、ケアラー支援の重要性をどのように捉え、反映させていくかが課題となりますので、国やほかの自治体の先進事例を参考にした新たな取組を検討していただき、これを機に本市のケアラー支援体制が一層充実することを願い、この質問を終わります。

続きまして、避難所運営についての質問に入ります。

全国各地、地震や水害などの自然災害が頻発に発生し、より多くの住民が避難所を利用する状況が続いている。避難所生活する中で言語や障害、年齢により円滑に意思疎通を図ることが困難な方が多いことが指摘されています。例えば、外国籍の方、子どもから高齢者、視覚・聴覚障害をお持ちの方など、多様な背景を持つ避難者が避難所で適切な支援を受けられないケースが報告されています。

こうした課題を解決する手段として注目されているのが、コミュニケーション支援ボードの設置です。（資料を示す）このツールは、絵や簡単な言葉を使って意思を伝えるもので、避難所運営においても重要な役割を果たすと考えられます。必要な物資や健康状態を即座に確認できる、言葉が通じないストレスを軽減し、避難者が安心感を持てる、特別な配慮が必要な方への支援が行き届くといったメリットがございます。

実際に、相模原市での例を挙げますと、こういったものが避難所用のコミュニケーションボード、各種コミュニケーションということでございます。体調についてであります  
が、ここに、痛いとか目まいがするとか、こういう簡単な文がありまして、絵もあります  
ので、痛いと、どの辺、手が痛いとか足が痛いとか、指さしてっていうようなことでござ  
ります。各種コミュニケーションというのは、返事として、はいとか、いいえとか、トイ  
レに行きたいとか、トイレに行きたくてもみんなに言えないとかというようなときでもトイ  
レに行きたいという意思表示ができるということでございます。これにより、避難所に  
避難されている子どもから高齢者、障害者から高い評価を受けているとの報告がありま  
す。

そこで、阿波市でもコミュニケーション支援ボードの導入を検討してはどうでしょ  
うか。答弁お願ひいたします。

○議長（笠井安之君）　笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君）　北上議員の一般質問の2問目、避難所運営について、避  
難所用コミュニケーション支援ボードの導入についてのご質問に答弁をさせていただきま  
す。

本市で巨大地震等の大規模災害が発生した場合、緊急の避難先として市内33か所ある  
指定避難所を開設し、ご高齢の方から幼児までの幅広い年齢の方々から支援が必要な障害  
のある方まで様々な方々がこれまでの生活とは全く異なる環境下に置かれ、共同生活を強  
いられることとなります。

議員ご質問のコミュニケーション支援ボードは、障害のある方や言語にハンデのある外  
国の方など意思表示が困難な方の意思疎通を支援することを目的として、イラストに加え  
簡易な日本語、英語などが記載されており、指さして意思を伝えることができるサポート  
ツールとして様々な分野で注目されているところでございます。また、健康な方でも自宅  
とは異なる避難所生活の中で、不安やストレスから体調を崩される方も想定されることか  
ら、本市においても議員お話しのように、全ての人が分かりやすいコミュニケーション支  
援ボードを各指定避難所へ設置し、支援が必要な方へのケアとして利活用してまいりたい  
と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君）　北上正弘君。

○7番（北上正弘君）　答弁いただきました。

コミュニケーション支援ボードの設置をしていただく答弁をいただきました。災害時に即時利用できるよう、避難所ごとに避難所開設キットがございますので、その中に入れていただくことになるとのことです。避難所開設キットの中身がどんなものが入っているのか分からぬと思うので、いざというときに利用できるよう、今後防災訓練などで中身を確認したらいいと思います。

なお、今すぐでなくとも、日本語だけでなく英語、中国語など多言語対応できるようにタブレット端末を活用したデジタル版を検討することで、幅広い運用ができると思われます。一度検討してみてください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで7番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属、黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきます。

前回に続き、第1問目は市民の生活には欠かせないごみについての質問をしたいと思います。

12月1日の徳島新聞の記事に大きく取り上げられていた新ごみ処理施設。経緯など非常に分かりやすいと市民の方も言っておられ、同時に、市もこうやって説明してくれなあかんわなあ、議員さんも頑張って仕事してよとお言葉をいただきました。私たちは、この言葉を常に心にとどめておかなくてはなりません。市民への説明責任を新聞社にお任せするのでは、市も議員も形なしです。

2025年8月稼働は無理であることが確定した私たちにできる最善のことは、一刻も早く新ごみ処理施設を完成させることです。既に、ごみを市外に持ち出すことで、要らなかつたはずの大きな予算が動いてしまったことを真摯に受け止め、今後の動きをしていかなければならない現状です。それには、まず課題の見える化です。見えない課題とは向き

合えません。スケジュールの把握、予算の配分、今後の展望、やらなければならない問題は山積みです。こうした対応を肅々としていくことを、今まさに求められているのではないでしょうか。それには、今後の見通しをクリアにしていく必要があります。

そこで、新ごみ処理施設の見通しは、また今後の予算はどのように組んでいくのかについて、町田市長、お答え願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の1問目、ごみについての新ごみ処理施設の見通しは、また予算はどのように組んでいくのかについて答弁させていただきます。

最初に、黒川議員も言われましたように、今週の月曜日、12月1日に徳島新聞でかなり詳細に流れについて掲載していただきました。ということで、これにつきましては今まで何回も答弁させていただいたように、あと3年間ということで、令和9年度末、令和10年3月31日までに阿波町のほうに新ごみ処理施設を完成して移転するということで、今進んでおりますが、現有施設の中央広域環境センターの地域住民の皆さん、そして新しい阿波町の東長峰の皆さんにはこういったご迷惑をおかけして、期限を厳守することが一番重要であるということは認識して、誠に申し訳ないと思っております。

こういった中で、一番最悪なのは、令和9年度末に板野町、上板町、阿波市の1万6,000トンの一般廃棄物が処理場所がないということだけは回避しなければいけないということは日々思っております。こういった中で答弁させていただきます。

現在の工事の進捗状況で申し上げますと、新ごみ処理施設の建設予定地において事業者におきまして林地開発事業、これ県知事の許可が要ります。事業者がもらっておりますが、その中で設置が義務づけられております防災調整池の設置工事を行っており、近日中に徳島県の東部農林水産局の吉野川庁舎林務課による出来高確認を受ける予定になっております。

そして、地権者との賃貸契約についてでございますが、以前より説明申し上げておりますように、用地につきましては地権者との交渉によりまして借地として実施する予定としておりますが、その具体的な内容については、徳新にも掲載のあったように、今年度末をめどに課題が解決できるものと考えております。

そして次に、新ごみ処理施設に伴う予算につきましては、中央広域環境施設組合の当初予算に計上して1市2町には負担金として計上されると思います。それについても必要経費を現在精査中で、年明けに固めていくというような状態でございます。

市民の皆さんには重ね重ね大変ご心配をおかけしておりますが、新ごみ処理施設の稼働に向けたスケジュールは必ず厳守して、今後も本市、板野町、上板町と連携を図りながら、特に令和7年度が重要な年ということは認識しておりますので、議員各位におかれましてもぜひご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 2022年10月に入札不調があり、そこから丸2年がたちました。市長をはじめ理事者の皆さんには、日々本当に大変な業務に当たっているとは思います。しかしながら、二元代表制の一つの車輪を担う我々議員は、やはりお金に対してはシビアに見ていく必要があります。財政改革と声高らかに叫ぶ中、大きな大きな予算がごみ処理には使われます。ここをしっかりと精査するためには、一刻も早い新ごみ処理施設の建設が必須になるのです。令和7年度8月からはごみの移動費用がかかるべきです。これに、新ごみ処理施設の予算取りをしていくという重たい財政事情となるのです。

まずは、情報をクリアにしていただくこと、それを議会にも早い段階でシェアしていただきたい。時間がないという選択肢の中で、未来の大切なことを決めさせないでください。しっかりと議論をさせてください。そして、今答弁にもありましたように、建設スケジュールの遵守、これにつきます。これらを全力でお願いして、次の質問に行きたいと思います。

さて、そんな中央広域環境施設組合で集まるごみの量は年間1万6,000トン。これを新ごみ処理施設ができるまでの処理費として、1トン当たり8万4,000円かかるという試算が出ております。ということは、中央広域環境施設組合の年間支払い額が約13億4,400万円、約3年間での支払い額は35億円を超えて、往年のブルゾンを着た女芸人の方もびっくりの試算となります。阿波市、上板町、板野町の人数割で、阿波市の負担額は年間約8億円です。こちらは全員協議会でも話し合い、議会にて予算を可決してしまっているので、令和7年8月より2年8か月ずつしりとかかってまいります。こちらについても、もっともっと議論が必要であったと感じますが、何分、時間のない中での可決となってしまったこと、議員としても懸念点が多くのしかかる案件となってしまいました。

そんな中、少しでもできることとしてはごみの減量となります。昨日、藤本議員からもありましたが、支出を少しでも減らす手立てがごみの減量となります。本来なら、大きな

予算のほうをもっともっと議論し、精査していくことが議員として必要なことは重々分かっております。しかし、その上で少しでも手立てが打てるとして言わせていただきます。

黒川さん、ごみの減量化で一番効果があるんが生ごみを減らすことなんですよ、そう教えてくれたのは、笑顔がすてきな農業にたけた方からでした。そして、こう続けました。ごみを乾かすんが一番の減量方法でな、そして菌で発酵させると、畑にまいて肥料にもなるんですよ、わしの畑はそうしとる。よう野菜ができるしおいしいんですよ。この会話の中に、ごみで鬱々している阿波市の起死回生のアイデアが幾つも含まれているのではないですか。

そこで、市としての見解として、ごみの減量化に向けての生ごみの処理についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 黒川議員の一般質問の1問目、ごみについての再問、ごみ減量化に向けての生ごみの処理について答弁させていただきます。

令和5年度、本市が中央広域環境センターへ搬入した可燃ごみ約9,000トンのうち、生ごみなどを含む家庭からの可燃ごみが約6,200トンでございました。可燃ごみの中でも特に重量のある生ごみは、一般的に約8割が水分と言われております。これまでもご説明させていただいておりますように、本市におきましては生ごみを減らすための施策として、電気式生ごみ処理機の購入補助やコンポストの無料配布を実施し、市民の皆様に活用いただいております。

家庭から発生する可燃ごみの量は、これまで行ってきた施策の効果や人口減少もあり、総じて減少傾向にありますが、令和7年8月から現在の中央広域環境センターを積替保管施設として使用し、ごみを県外へ搬出することから、より一層ごみの減量化や資源化に取り組む必要があると認識しております。

今後におきましては、これまで行ってきました制度の拡充を検討するとともに、市民の皆様からアイデアを募り、今後の新たな施策につなげたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁にもありましたように、生ごみは8割が水分と言われており、水切りや乾燥してからごみを出すだけでも随分と減量化ができます。以前に

生ごみの処理方法としてキエーロの活用を質問した際の答弁で、阿波市でもコンポストの無料配布や電気式生ごみ処理機の購入補助についてのご答弁をいただきました。こちら、いろいろな市町での減量化の取組は、さらに市民と一体化したものとなっております。生ごみ乾燥についても資料が出ており、私が見た中では特に埼玉県清掃行政協議会が出している水切りによる生ごみの減量効果調査報告書というものが各種にわたって調査、検証されており、今後阿波市が参考にするべき点がたくさん記載されていると感じました。

また、農業者の方の発言にもあった生ごみの肥料化、これを推進するスキームができれば、生ごみの減量だけにとどまらず、阿波市の基幹産業でもある農業へと活用することができ、すばらしい循環を生むことができるのではないか。もっと進めば、肥料を販売することができ、資金調達も夢ではなく、生ごみが市の資金源となり得る明るい未来が見えてくるのではないか。さらに、こうした動きは環境問題のよい教材となり、阿波市の学校教育に活用することができ、子どもの頃から環境への关心や市民感情を高めることにつながります。まさに、大人も子どもも市民全てが関わって課題を強みに変えていく、未来へのすばらしい循環になると 생각ています。

それでは、この子どもたちへの循環をうたったところで次の質問に参ります。

私が議員になってすぐ、令和4年4月に阿波市で大々的に、子育てるなら阿波市、阿波っ子条例制定と掲げられました。とてもすばらしいなと感じたのを覚えています。当時の議会質問でも、阿波っ子条例について質問させていただきました。そのときはまだできただばかりで、まずは理念や倫理観の醸成の意味が強いという答弁であったと思いますが、それから2年がたちました。

そこで、2問目、子育てるなら阿波市についての1問目として、阿波っ子条例の具体的施策についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稻井誠司君） 黒川議員の一般質問の2問目、子育てるなら阿波市についての1点目、阿波っ子条例の具体的施策について答弁をさせていただきます。

阿波っ子条例は、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸せな生活を送ることができることもまんなか社会の実現を目指していることも大綱と目標を同じくし、令和4年4月1日に施行いたしました。

新たに開始した事業といたしましては、出産後の心身と経済的支援を行う阿波っ子応援券支給事業や、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加を図るため、報酬に補

助を行うほか、こども家庭センターを開設し、相談支援体制を強化するなど施策を推進してまいりました。

今年度は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする阿波市こども計画の策定に当たり、子どもの意見を募集し計画に反映させるため、昨年度小学5年生と中学2年生及び39歳以下の若者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

さらに、アンケート結果を反映させた阿波市こども計画素案を子ども向けに編集したやさしい版阿波市こども計画を作成し、今年度はウェブフォームによるアンケートを実施し、こども計画を理解してもらうとともに、併せて阿波っ子条例の認知度も調査いたしましたが、その認知度は低かったため、こども計画や阿波っ子条例のことを知ってもらうよいきっかけになったと考えております。

また、自由意見には、公園をつくってほしいや来年もアンケート調査をしてほしいなど、子どもや若者が時間や場所、人との関係において家庭や学校以外の居場所が必要であることが分かりました。

ご質問の阿波っ子条例の具体的施策についてでございますが、これまでの子育て支援施策に加え、阿波っ子条例の理念である子どもを中心に据え、家庭や子育てに夢を持って子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育て支援と子育ち支援を行政が主導し、市民の皆様のご協力をいただき、地域全体で子育て力が向上できるような施策をなお一層推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁で、新たな事業としての阿波っ子応援券配付や相談体制の強化などをしてくださっているとのこと、とてもありがとうございます。また、阿波市こども計画の作成を進めていただいていることも、とてもうれしく思います。

ただ、こちら、決して大人だけが考えるよいものにとどまらず、子どもがしっかりと中心に立った計画を進めていっていただきたいと思います。さらに、アンケートの回答での公園をつくってほしいや家庭や学校以外の居場所についての大切さについては、しっかりと我々大人が受け止め、対応していきましょう。

少し前には、子どもたちから市長へもまちづくりの提言が出されました。空き家の活用や、今言った居場所についても要望が幾つか出されております。子どもたちも、自分たちの日常のことです。大人同様、しっかりと考えてくれていることを私たちは常に念頭に入

れておきましょう。

それでは、次の質問に行きます。

出生数がついに 70 万人を切るという試算が出されました。子どもが減るということはどういうことか、目に見える今の問題に加えて、10 年後、20 年後の未来にも大きく関わってくるという事実に対して、私たちはまだまだ楽観視してはいないでしょうか。子どもを産み育てる、そうして命のバトンは引き継がれていくのですが、その根本が揺らいでいるという現状に恐怖を感じているのは私だけではないはずです。しかし、子どもを産み育てるということに対し、不安を感じたり、結婚はしても子どもは要らないという選択や、1 人でいいかなっていう選択肢が出てしまうのは、現在の社会不安が大きい現状では致し方ないと思ってしまうのもしょうがないのではないかでしょうか。そもそも、今の社会は子どもを産みたいと思える体制は整っているのでしょうか。阿波市はどうでしょうか。

そこで、2 間目の子育てるなら阿波市についての再問、阿波市の妊娠、出産に関する施策についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問の 2 間目、子育てるなら阿波市についての再問、妊娠、出産に関する施策について答弁をさせていただきます。

近年、核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、妊娠や出産に不安感や孤立感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境をつくることが喫緊の課題となっております。

本市では、今年 4 月に開設したこども家庭センターにおいて、妊婦、産婦、子育て家庭や子どもを対象に切れ目のない相談や支援を行うとともに、助産師相談を毎月 4 回開設し、妊婦、産婦、乳児に関する心配事の相談支援を行っております。また、産後早い時期に助産師や保健師が家庭を訪問し、母子の健康状態の把握や育児のアドバイスを行うこんにちは赤ちゃん訪問事業や、家事や育児のお手伝いをするヘルパーをご家庭に派遣する子育て応援ヘルパー事業、さらに、安心して子育てができるよう出産後の母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業では、助産師が自宅に訪問するアウトリーチ型の利用が昨年度は 41 件あり、年々需要が増加しております。加えて、今年度新たに追加いたしました医療機関等に日帰りや宿泊する宿泊型、通所型につきましては、既に 1 件の利用がございました。

また、本市独自の経済的支援といたしましては出産祝い金 3 万円を支給するほか、ゼロ

歳、1歳、2歳の誕生日ごとに1万5,000円分の阿波っ子応援券を支給しており、おむつやミルクなど育児用品を購入したり、食事の宅配サービスなどに利用でき、好評を得ているところでございます。

このように、相談支援と経済的支援の両面から子育て家庭を応援し、子育てるなら阿波市の実現に向けて、今後におきましても邁進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁にありましたように、助産師や保健師のアドバイス等ケアに対する事業はたくさんあるとのこと、そしてさらに拡充していただいているところで、ありがとうございます。

しかし、そもそも妊娠が分かっても近くに産婦人科がありません。検診もよその町へ行き、産むのもよその町、産むための相談もよその産院に行く現状です。あまりにも、妊婦に対して苛酷ではないでしょうか。30分圏内に産む場所も、妊娠、出産について医師や専門家に相談する場所もない町、それはとても寂しく感じてしまいます。

こちらは医療との連携も必要となってきますので、簡単なことではないとは思いますが、しかしこの課題を乗り越え、もしも子どもを産める町阿波市と言える体制が組めたら、それは子育てるなら阿波市につながり、そこから教育環境のすてきな阿波市、スポーツするなら阿波市、さらには食の王国阿波市など、子どもを真ん中に考えれば、町がどんどんつながっていくと思いませんか。これこそ、切れ目のない施策になるのではないでしょうか。

まずは、子どもが生まれること。少子化対策と言いますが、もはや少子化どころではなく無子化も視野に入ってまいりました。具体的な施策を打つべきときに来ています。こう言うと、子どもだけ優遇されていると感じる方もいるかもしれません、それは違うんです。一貫して伝えさせていただいているが、子どもが住みやすい町は誰もが住みやすい町なんです。そして、子どもの笑顔の周りには大人たちは必ず関わっています。関係人口を内側からつくる構図なんです。子どもの環境が整うと移住も増えます。単純に人口も増えていきます。決して、子どもだけが優遇されるということではないということです。誰かは必ず誰かの子どもなんです。この中で、もしも細胞分裂で生まれた方がいたらこの話は聞き流してくれてもいいんですが、そうでない限り、必ず子どもだった記憶があるはずです。その子ども時代が幸せな町でありたいと思いませんか。それにはまず、産みたいと

思える具体的な施策を一緒に考えていきましょう。

ちなみに、次の質問に移るのですが、今回あえてサッカーと野球に絞った質問とさせていただきました。

まずは、サッカー場というよりは、今回はシームレスなサッカー場としております。以前も質問させていただきましたシームレスとは継ぎ目のないという意味で、日常のときも災害時も用途を変えていろいろな使いができるというもので、防災でよく使われる概念です。以前にも言ったかと思いますが、吉野川市のバンブーパークはイメージするものに近いと考えます。こうした公園の中で、ふだんは芝生の中で子どもたちがキャッチボールや鬼ごっこをする公園、休日にはサッカーの大会などが開くことのできる広さと駐車場を備える公園、さらには災害時に避難所やキャンプも張れるような体制が整っていれば、それは決して高い買い物ではないはずです。

先ほど、子どものアンケートの中でも公園が欲しいとありました。また、大きくなるにつれ、サッカーボールを蹴る場所やキャッチボールをする場所がなくなります。学校のグラウンドがあると思った方、いいえ。学校、特に中学生や高校生では、学校や部活動以外の時間にグラウンドは使えません。大きくなるにつれボールに触れる場所がなくなる、小さな子にけがをさせたら困るので公園などに行けずゲームをする休日となる、そんな環境を私たち大人がつくってしまっているのです。子どもも大人も公園が欲しい。サッカーする子も、野球する子も、公園を散歩したい親子連れも、障害をお持ちのご家族の皆さんも、ご高齢の方も、みんなが使いやすい、サッカーのできる広さを持つシームレスな広場を望んでいるのです。

そしてもう一つ、9月に引き続きインディゴソックスとの連携を質問に入れました。なぜなら、前回も言いましたが、徳島の市町でインディゴソックスと連携を結んでいるのは阿波市だけなのです。こうした強みをもっと生かしていただきたい。農業振興とかだけにとどまらず、教育委員会にもがっかり絡んでいただきたい。そして、子どもたちと連携をもっと強化してほしいと考えます。

いろいろ言いますが、今日はあえて絞って、シームレスなサッカー場整備やインディゴソックスとの連携などによるスポーツを推進する体制について市のお考えをお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の2問目、子育てるなら阿波市について

ての再々問、シームレスなサッカー場整備やインディゴソックスとの連携などによるスポーツを推進する体制について答弁させていただきます。

本市は、社会体育施設を17か所所有しており、そのうちサッカー場として利用しているのは吉野グラウンドと御所グラウンドの2か所です。また、小・中学校のグラウンドもスポーツ少年団を中心にサッカーの練習を利用させていただいております。

施設整備のハード面では、厳しい財政状況でもあり、新たな用地取得を伴う施設整備の計画はございませんが、利用者が安全で安心してスポーツを楽しめることができるよう計画的に既存施設の改修を行っているところです。

一方で、スポーツ推進のソフト面では、本市と徳島インディゴソックス様との間で締結した協定に基づき、食生活とスポーツを通じた健全な青少年の育成の一環として、具体的には市内の小・中学生を招いた野球教室を定期的に阿波十川ゴム球場で行っています。

本市といたしましても、引き続き生涯スポーツの推進を図るため、ハード面、ソフト面の視点から捉え、関係する団体と情報を共有し、また協力もいただきながらスポーツ環境の整備と充実を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） スポーツや音楽、お祭りなどは人の心を一つにできる大きなツールだと考えています。スポーツで分かりやすく言えばオリンピックです。国民として日本を応援する、そこでもらう勇気と感動の恩恵や愛国心の醸造は、もはや言わずもがなではないでしょうか。先ほども出てきたインディゴソックスも市民全員が知っているようになり、阿波市とインディゴソックスのコラボグッズなどもみんながこぞって持つようになれば、阿波市の大いな活性化になると考えます。徳島ヴォルティスだって最初から人気絶頂というわけではなく、県民みんなで応援していってあれだけ愛されるチームになったと記憶しています。

長々と語りましたが、何が言いたいかというと市民で育てる共通意識です。それを持つことができれば、とても勢いのある市になることができると思っております。シビックプライド醸成の一歩前の段階であると私は考えています。

次の質問へと移りますが、阿波市が迎える20周年においての事業を市民とスクラムを組むことを掲げる町田市政に、このときこそ市民と一緒につくり上げるプロジェクトをぜひしていただきたいと考えます。

第3問、官民協働のまちづくりについての1問目、20周年事業で官民協働で進めるプロジェクトをしてはどうかについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問3問目、官民協働のまちづくりについての1点目、20周年事業で官民協働で進めるプロジェクトをしてはどうかについて答弁をさせていただきます。

本市では、市制20周年の節目を迎えるに当たり、市民と共に祝い、改めてこの町のよさと魅力を市内外に伝えるとともに、シビックプライドの高揚を図るため、記念式典、記念事業を計画しております。

議員ご質問の官民協働のプロジェクトとしましては、観光協会や商工会、指定管理者、また徳島インディゴソックスなどが例年実施しているイベントをアレンジした冠事業や、指定管理者との共同主催イベントなどをふんだんに盛り込み、できるだけ多くの皆様に参加していただけるよう、計画を進めております。

加えて、市制20周年をさらに盛り上げていくため、本市の後援名義を使用する団体に市制20周年記念用の横断幕、のぼりによるPR活動をお願いしたいと考えております。

このように、市制20周年にふさわしく、また市民の記憶に残るようなイベントを中心とするとともに、その関係者や参加者と一体となって活性化の機運を盛り上げ、地方創生の礎となる定住人口、交流人口、関係人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁にもありましたように、現在、事業やイベントを考えてくれている最中だとは思います。その中に、ぜひ市民との協働を念頭に入れて考えていただきたいと思います。

私が小学生のときに、阿波町では夢想祭というイベントがありました。端的に言うと、夢をかなえてくれるイベントです。マンボウ君のお菓子の家、花馬車、小人になった世界と、市長をはじめ分かる人には分かる夢のイベントなのですが、この経験が今の私をつくりっていると言っても過言ではありません。夢がかなう、これに勝るポジティブな感情はあるでしょうか。かなえてもらった人だけでなく、夢に便乗させてもらった人にも笑顔と町を愛する心が生まれるのです。そして、そんな夢をかなえてもらった子どもは大人に感謝と尊敬の気持ちを持ちます。事業をするに当たり、当時は大変なこともあったと後日談と

してお聞きしました。それでも、当時子どもであった私は、あのとき生まれたシビックプライドと企画力を今も持つことができています。30年後に、あのときの恩返しと次世代へつなげたいという思いを持つ大人を育てた事業として、それは効果を実感するには十分ではないでしょうか。こちらについて否定があれば、まだまだ私の力不足でありますので、今後とも頑張っていきたいと思います。

それでは、次です。

夢想祭の話をしました。皆さん、こどもファンドについてはご存じでしょうか。その名のとおり、子どもに基金を積み立て、子どもたち自身が採択の審査や提案を行う仕組みです。宮城県名取市、高知県高知市や神奈川県茅ヶ崎市の取組が有名です。

そうはいっても、いきなりこどもファンドの創設というのはなかなか難しいかと思いますが、阿波市にはまちづくり補助金があります。そちらを、子どもに特化した補助金としてはどうでしょうか。夢想祭は、子どもの夢を大人がかなえました。そこを一歩進んで、子どもたちが自分で夢をかなえる環境を整えてはいかがでしょうか。

それでは、再問のこどもファンドについてご答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問3問目、官民協働のまちづくりについての再問、こどもファンドについて答弁をさせていただきます。

こどもファンドとは、ファンドを活用した、子どもたちのアイデアによる子どもたちが主体となったまちづくり活動に対する助成事業であり、活動内容は美化、防災、食、交流など様々とお聞きしております。

本市には、子どもに特化したまちづくり関連の助成事業はございませんが、市民の自主的なまちづくり活動に対する支援事業として、阿波市元気なまちづくり活動支援事業がございます。この事業は、公園等美化活動事業、地域コミュニティーの醸成事業、まちづくりスタート支援事業、まちづくりステップアップ支援事業、協働のまちづくり活動支援事業の5つの対象事業があり、子どもたちによる活動参加も十分可能と考えております。

議員ご質問のように、多くの子どもたちが関わることにより、事業の目的である地域の発展、魅力向上や地域課題の解決に結びつくとともに郷土愛の醸成や人材育成などの相乗効果も期待できると考えております。加えて、少子・高齢化の中、地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めるなど、世代間交流の場になると考えております。

今後におきましては、この阿波市元気なまちづくり活動支援事業を子どもたちをはじめ

市民の皆様に有効活用していただけけるよう、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ご答弁いただきましたように、既に阿波市にあるまちづくり補助金、こちらは子どもに特化しているわけではないけれども、子どもでも条件を満たせば出せるとのこと。そちらをしっかりと周知していただき、混乱が起こらないように体制のほうも整備していただいて、子どもたち自身にもしっかりとまちづくりを企画してもらい、自分たちの阿波市というシビックプライドを醸成する体制を我々大人が整えていきましょう。

最後に、少し、市長をはじめ理事者の皆さんへ一言だけ言わせてください。

なぜ、今官民協働を声を大きく言っているのかの意味を本当に捉えてくれているでしょうか。もはや、市民がやっているまちづくり活動は、課題解決に先駆けてやっている活動になってきていることを感じてくれているでしょうか。本当に理解してくれているのならば、否定的な言葉が簡単に出てくるでしょうか。無理で済ます問題ではもはやないところにまで来ています。無理と判断するまでに一緒に考えませんか。どうしたらできるようになるか模索していきませんか。それが官民協働なのではないでしょうか。

人口減少は国難です。そういった言葉の現実味が刻一刻と迫ってきています。国難ですよ。戦争や大災害と同じフレーズが、音もなくすぐそこまで迫ってきています。そこをどうにかして踏みとどまらせようとしているのが、まちづくり活動となってきた現状なのです。

市民は、決して暇潰しでまちづくり活動をしているわけではありません。自分の時間と体力とお金を削りながら行う市民活動を続けてこられている方々が、今悲鳴を上げているのです。どうにか、未来へ続くたすきをつなげてくれている状態です。先ほど、北上議員の質問の中でも、手をつなぐ育成会から同様の要望が聞こえてきました。官民協働と優しくは言っていますが、もう本当にぎりぎりですよ。どうか、そこをいま一度認識を改めていただき、市民の声を聞いていただければと思います。

大きな声を出してしまいましたが、とはいって、現在市長が行っている市長とのタウンミーティング、こちらによって声が届き、実現できたという市民のうれしい声も届いております。本来なら、質問として市長にタウンミーティングの手応えや展望などを聞きた

いところですが、そちらはまた違う議員や、またの機会にしたいと思います。

以上で黒川理佳の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで1番黒川理佳さん的一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

9番坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、官民連携の地方創生の重要性についてであります。

本年2024年は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が施行され、地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎えております。

地域が抱える課題は地域ごとに様々である中、地方創生の推進に当たっては、それぞれの自治体が主体的に行う創意工夫の取組を国が後押しすることを基本としております。

国においては、地方創生の4つの柱、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくるに沿った施策をデジタルも活用しながら展開してきたところであります。

この間、各自治体においては、地域の課題を自ら把握し、その解決に向けて行政と民間、住人等が連携した取組が行われ、暮らしやすさの向上に加え、地域によっては人口増加や地方創生の取組の成果と言えるものが一定数あると評価をしています。

しかしながら、国全体で見たときに、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、成果が上がっているケースも多くの移住者の増加による社会増にとどまっており、地域間での人口の奪い合いになつてはいると指摘されております。

阿波市も人口が減少しており、今後も減少傾向が続くと推測されています。このことは本市の地域経済に大きな影響を与え、産業の衰退や医療・介護、担い手、後継者不足など、重層的に課題が重なつておらず、それらを少しでも抑止するため、強い持続可能な社会づくりが求められていると考えます。

そのために、阿波市が誕生して来年3月31日をもって20年を終えますが、今後の1

0年目、20年目を見据えて、阿波市の持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

現在、行政だけでは地域の活性化などへの課題解決のために多種多様なまちづくりは難しい分野もあると認識しております。役割分担を明確にした官民連携に加えて、市民参画の必要があると考えます。

それでは、質問に入ります。

1点目の官民連携、市民参画の新総合戦略での位置づけについて、坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問の1問目、官民連携の地方創生の重要性についての1点目、新総合戦略での位置づけについて答弁をさせていただきます。

本市では、令和2年度に第2次阿波市総合戦略を策定し、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

阿波市総合戦略は、第2次阿波市総合計画後期基本計画を2年間短縮することで、第3次阿波市総合計画と第3次阿波市総合戦略を一体的に策定し、より一貫した取組を進めるため、現在総合計画審議会において計画案の検討を進めているところでございます。

人口減少対策は、切れ目のない継続的な取組が必要であることから、第3次阿波市総合戦略においても、新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚、出産、子育ての希望づくり、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つを基本目標として定めることにしております。

議員ご質問の新総合戦略での位置づけにつきましては、これまで総合戦略では、策定方針の一つとして協働による地方創生を掲げ、市民や市民団体、民間企業などの多様な主体が主役となった取組を進めてまいりましたが、昨今の人口減少や少子・高齢化などの社会情勢の変化により、税収の減少や地域における担い手の減少など、これまでの行政の手法では今までのサービス水準を維持、向上していくことが難しくなっていること、加えて頻発、激甚化する災害や急速に進むデジタル化など、多様な地域課題に的確かつ効率的に対応することが重要であることから、第3次阿波市総合戦略では官民連携を地方創生に取り組むための最重要事項として位置づけ、市民や市民団体、民間企業等との連携をより一層強めながら、人口減少対策と持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

国は、地方創生の取組において官民連携を推進しています。官民連携とは、行政と民間等が連携した公共サービスの提供であります。官民連携により、民間が持つ多様なノウハウを活用した地域づくりが期待できます。しかし、実際にはどのように連携して地方創生を進めていけばいいのかのイメージがつかみにくく、なかなか行動に移せないのが実情であります。

それでは、再問いたします。

効果を最大限に引き出すために、2点目の官民連携の地方創生へどう取り組んでいくのか、町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目の再問、官民連携の地方創生へどう取り組んでいくのかについて答弁をさせていただきます。

本年は、まち・ひと・しごと創生法が施行されましてちょうど10年目ということで、この事務局につきましては、省庁を集約します内閣官房にございます。

こういった中で、昨今の流れとしては、総理大臣も変わりまして、日本の再生は地方の再生からという考え方で、地域ごとの特性を生かして各地域が再生することで、日本全体の活力を向上して地方創生や地域の活性化などの取組を推進することで、少子・高齢化や東京圏への一極集中などの課題を解決して、持続可能な日本全体の社会を構築するということを今言っております。

こういったことで何がポイントかと言いますと、今までの10年間の地方創生っていうのは、東京への一極集中というのを東京から地方へという思いが強過ぎて、それぞれの47都道府県が地域の特色を生かして、それぞれが生き生きとなって、東京と地方が共存するというような考えに変わってきております。

それを踏まえまして、先ほど坂東理事から答弁いたしましたように、阿波市におきましても、今、来年度からの総合計画と併せて地方創生に係る総合戦略を策定中でございます。

こういった中で、一番に、人口が減少するということでいろいろな対策を講じるということは分かっておりますが、今の状態を見ていますと、やはり人口減少によって生活の利便性の低下、そして阿波市内の経済におきましてもいろいろな労働力や人手不足といっ

た、それと災害時の備えにも影響してくると、いろいろなデメリットがございます。

そういうことをどんどんやって結果を出していくことで、阿波市の知名度を県内外、県内というか全国的にも発信していくことで、いろんな相乗効果が生まれていくということで、考えておりますのは、やはり井の中のカワズといいますか、阿波市だけで物事を考えるんじゃなくて、これはあくまで案でございますが、阿波市は讃岐山脈を挟んで香川県のほうにも、さぬき市と東かがわ市っていうのがございます。

さぬき市は、阿波市より3年前の平成14年4月1日に5町が合併しております。市場町の志度山川線を越えたら、志度、さぬき市にたどり着きます。

そして、東かがわ市におきましては、ルート318を越えて、鵜の田尾越えたら、2万7,000人の人口ですが、これは近いということで、東かがわ市、さぬき市、生活圏で言いましたら、石井町とか吉野川市、美馬市、こういったところで、いろんなことの事務協議会をつくりまして、いろんな情報をもらいまして、よいところを聞いてきたり、阿波市のよいところを教えて、いろんな相乗効果が広がっていくと、こんなことをやってみたいなど。先般、常任委員会で議会のほうでも、いろんなところで視察研修に職員も参加して一緒に聞いたということは、復命も受けまして、非常にまた来年度からよい効果が現れていくということで考えております。

こういったことで、具体的には、官民連携というのは産官学金労と、産業、官公庁、市役所それと金融機関、学というのは学校教育、これ昔から10年前から言われていたことでP D C Aサイクルというのもその頃にいろいろと言われましたが、プランでドゥーで実行して、チェックっていうのがどうやってやったのかとチェックしながら次の年度に生かしていくというチェックの部分を今回の計画ではかなり重視して、チェックして次の年に改善して、より効果を上げていくと、こういった考え方で計画をつくるだけでなくて形に現していくということで考えております。

一番大きなのは、最初にも申しましたが、地方創生っていうのは、いろんな少子化を含めて、昨日も申しましたが、これをやったら結果が出るという答えがあるというものがないのがたくさんございますので、先ほども申しました、いろんな地公体とかの交流を深めまして、いろんな情報をもらいまして、まずはやってみて、やってみるというのも簡単にやるのではなくていろんなデータを基にやってみて、結果があったことには、またいろんな改善をしながら、こういった事業を新しい総合戦略の中では実行していきたいというようになりますので、議員各位におかれましてもいろいろとまたご理解、ご協力を

願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 詳しく答弁をいただきました。ありがとうございます。

今後ますます官民連携の地方創生の重要性が増す中、市長が答弁されました取組を私たち市議会議員も提言しながら持続可能な阿波市づくりを具現化していきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

次に、第2ステージ（21年目）での行財政改革についてであります。

国難とも言われている少子化が進展する中、本年4月に民間組織人口戦略会議において、将来的に消滅の可能性があると見なされた自治体の一覧が公表されました。全国の約4割に当たる744の自治体、徳島県内からは16市町村が該当しております。阿波市は、若手女性人口減少率が悪化した消滅可能性自治体として示されています。

この分析は、20年から50年の30年間で子どもを産む中心世代となる20代から30代の女性が半数以下になると推計される自治体を消滅の可能性があるとしております。消滅は、人口減少が進み自治体運営が立ち行かなくなる状況をいいます。

このためにも、限られた人員、財源の中で時代の変化や多様化する市民ニーズに適切に対応し、効率的な行財政運営の実現を目指すために行財政改革に取り組んでいくことが重要であります。

現在、令和7年度から11年度までの5か年間の阿波市行財政改革推進プランを策定していると思います。本市の現在の財政状況や公共施設マネジメント等を徹底的に分析しながら将来世代に負担を残さないために推進体制や進捗管理も明記しながら、様々な将来推計も考慮してプランを具現化することは理想的であると考えます。

それでは、質問に入ります。

1点目の市民主体の行財政改革について、町田市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目、第2ステージ（21年目）の行財政改革についての1点目、市民主体の行財政改革について答弁させていただきます。

本市では、これまで、阿波市行財政改革大綱、阿波市行財政改革推進プランに基づき、未来を見据えた自立、持続可能な行財政基盤の構築を目指し、職員数の適正化や組織体制、事務事業の見直し等、市政全般にわたる改革を着実に進めてまいりました。

一方、今後本市を取り巻く状況としましては、急激な人口減少、少子・高齢化の到来に伴い、将来的な市税や地方交付税の減少が予想されます。加えて、社会保障費の増加や老朽化した施設の整備、再編、広域で取り組む新ごみ処理施設への整備への対応など、行財政運営を進めていく中で非常に大きな課題がございます。

この大きな課題を克服するために、合併後20年目を迎える節目の年である今年度に、新たな行財政改革大綱、推進プランですね、名前は阿波市行財政改革推進プラン2025の策定を進めているところでございます。

そして、私が今一番感じますのは、昨日の答弁でもございましたが、行財政改革っていうのは地方公共団体の、行政組織の機構とか機関、組織とかの改革をしながら、財政の健全化の次に、市民サービスの維持、向上を両立させるということが書いてありますので、市民サービスの維持、向上に影響が及ぶようなことは配慮する必要があるということで、やはりこの庁舎の中の行革っていうのにとらわれず、市民にそれがどう影響するかということと併せて考えていく必要があると思うんですね。

そういう中で、また話がそれるんですが、阿波市だけでなく全国の自治体では現金主義で予算、決算を上げております。こういったことで、議員の中にも会社等に携わっている方は発生主義といいまして、併せて言いますと、水道部公営企業法のほうでしております複式簿記とも言われておりますが、こういった中で、現金主義のほうが会計処理はしやすいんですが、借入金をしたら資産ができるということで、うちの今の会計決算、一般会計では、借入金をして、借金というようなイメージあるんですけど、やっぱり初期投資をして銀行等から借入金したら資産ができるっていうバランスシートっていうのが、決算認定におきましても非常に見えにくいということで、そういった民間感覚のそういったことを取り入れながらやってるところ、自治体もあるんですけど、これが分かりやすいと。10億円のもん建てて、10億円の借入れをしても、10億円の資産がありますよということで、それを償却していくって、こういった考え方で見ていないので、歳入引く歳出は繰越金と、こういったところもひとつ踏み込んで、次の行財政改革には生かしていく必要があるのではないかなどと、これを中・長期的に本市の財政を分析するという中に組み入れる必要があるということを思っております。

加えて、策定に当たって市民の目線に立ってということは、先ほどの繰り返しになりますが、先ほどの黒川議員の質問もあったように、やっぱり影響する市民が、市民ファーストと申しますか、市民に影響のしないように行革を進めていくと。1つの公共施設の統廃

合するにも利用している方がございます。こういった方の意見の合意形成が必ず必要になってきます。こういった中で、やはり市民との関わりというのが一番でないのかなということで、そういうことを合意形成図りながら行革化するということから考えますと、やっぱり市民ファーストといいますか、市民との連携をさらに強くすると。そして、市議会議員の、今日何回も言いますが、いろんな全国的なところの先進地視察の、こういったことも取り入れながら、幅広い情報を入れながら、行革を進めていくというように私のほうで考えております。また一緒に議員各位もご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

市民の視点に立った様々な意見をプランに反映するとともに、市民の皆様のご理解やご協力が欠かせない公共施設の再編、統廃合や小・中学校の再編実施の検討など32の取組事項としている新たなプラン、行財政改革推進プラン2025を基本に全庁一丸となって行財政改革を着実に進めていただきたいと思います。

それでは、再問いたします。

2点目の行財政改革の具体的な進め方について、町田市長の考え方をお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の2問目の再問、具体的な進め方について答弁させていただきます。

行財政改革推進プラン2025の取組は、昨日も申し上げましたが、平成18年3月、これ合併初年度の一番最後の月でございます。こういった中で、第1次阿波市行財政改革大綱、具体的な数値目標を示した集中改革プランというのを策定して今まで継承してきました。

その年度年度で5年間区切りに計画は変更してきましたが、こういった中で、今は、昨日も申しましたが合併して20年たって、時代も今、変化の時代と言われております、いろんな阿波市の状況も市民の気持ちっていうのも変わってきております。

こういった中で、基本的にはスクラップ・アンド・ビルトという言葉を使わせてはもらうんですが、徹底を図るために行政評価の見直しや、小・中学校の再編実施の検討など32項目を掲げておりますが、スクラップの影響を受ける方の気持ちを十分に配慮し

て、オーバーな言い方ですが、やっぱり地方公共団体、職員側、阿波市側の身を切る改革っていうような説得できる理由を持って行使を望むということも必要であると、これが目的達成の一番の要因というか心構えだと思っております。

また、それらを踏まえて、今年の10月1日に、外部目線で阿波市を見詰めてもらうよう、この間新聞にも載りましたが、新たな、外部から見てもらうということで、当時平成11年、川島町長に若干27歳で中村健さんという方が当選されて、約2期、5年務められたわけなんです。ただ、中村先生は、その後早稲田大学の大学院に入りました、現在早稲田大学のマニフェスト研究所の事務局長をされております。こういった中で、顧問としていろんな意見も伺うということで、先生におかれましては、東北地方から九州のほう、九州では、今いろんなこと、半導体で有名になっております熊本市にも関わっております。こういったことも今実施しながら、目的としては、先ほども申しました、優秀な職員人材が阿波市職員におりますが、物の考え方っていうのを若干変えていただきまして、そういうことを浸透していくために、職員研修並びにいろんな助言をいただきたいということにも取り組んでおります。

そして、この取組項目を確実に推進する体制としましては、私が本部長ではございますが、阿波市の職員で構成する推進本部で案を練りまして、さらに市民の視点に立った意見を取り入れるため、内部の有識者で構成される阿波市行財政改革推進委員会を開催しながら、進捗状況においてご意見をいただきまして取組の見直しや改革の進化につなげてまいります。

次に、進捗管理といたしましては、毎年度、先ほども申しましたが、取組内容の進捗状況を把握しながら成果の検証を行い、その検証結果に基づき必要な見直しや改善を図り、取組の実効性をさらに高めていくといいますか、結果が出るようになると。社会情勢にも十分配慮しながら適切な計画の実行、進捗管理を行ってまいります。加えて、進捗状況につきましては、市民の方に、ホームページ等を利用して、より分かりやすい資料によって知ってもらうというように考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

今後とも、市民の皆さんへのサービスの充実や将来にわたる行財政基盤づくりに取り組

み、市長のイメージしている行財政改革の推進に私たちも協力していきたいことを申し上げて、この質問を終わります。

最後に、教育の情報化についてであります。

近年、デジタル化が急激に進む中、生活のあらゆる場面で I C T を活用することが当たり前の世の中となっています。それは学校についても同じであり、阿波市においても国の G I G A スクール構想により、令和 3 年度には市内小・中学校における 1 人 1 台のタブレット端末の体制が確立し、その後、電子黒板の設置やネットワーク環境の整備も進みました。

また、令和 7 年度にはタブレットの更新時期を迎えると聞いております。新たな時代と言われる S o c i e t y 5. 0 の時代に生きる児童・生徒にとって、こうした情報端末は、鉛筆やノートと並ぶ必須アイテムとなっています。社会を切り抜く力を育み、児童・生徒の可能性を広げる場所である学校が時代に取り残されることがないようにすることは、自治体にとっても重要な施策であると思います。

また、時代を切り開く子どもたちには、情報活用能力をはじめ言語能力や問題発見、解決能力など、これから時代を生き抜く上で基盤となる資質、能力を確実に育成していく必要があり、そのためにも I C T 等を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを学校において実現していくことは不可欠であると考えます。

それでは、質問に入ります。

1 点目の、本市の現状と課題について、小松教育部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 坂東議員の一般質問の 3 間目、教育の情報化についての 1 点目、本市の状況と課題について答弁させていただきます。

本市の現状といたしましては、議員お話しのとおり、G I G A スクール構想により令和 3 年度に市内全ての児童・生徒に 1 人 1 台のタブレット端末の配付を完了し、いつでも自分のタブレット端末を使って情報を得たり考えをまとめたりすることができるようになっております。

教室には電子黒板機能付プロジェクターや実物投影機を設置し、学校生活において I C T 機器が日常的に活用できるよう整備をしております。

今年度の全国学力・学習状況調査の質問調査で、I C T 機器を活用して、分からぬことがあったときにすぐに調べることができますと答えた本市の児童・生徒の割合は、小学校

では86.7%、中学校では93.4%、またＩＣＴ機器を活用して友達と協力しながら学習を進めることができると答えた割合は、小学校で86.7%、中学校では89.3%でございました。

このような調査結果から、本市における情報教育の取組については一定の成果が得られ、児童・生徒一人一人の情報活用能力の育成が図られていると認識しております。

一方、課題としては、タブレット端末の経年劣化によるバッテリーの故障等が見られるようになり、それに伴うＩＣＴ支援員のトラブル対応回数も増えております。

このことにつきましては、議員お話しのとおり、来年度タブレット端末の更新時期に当たることから、県のタブレット端末の共同調達により、新しいタブレット端末の導入及び使用するアプリケーションの選定等を順次進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

本市の現状と課題について詳しく説明をいただきました。

今年度の全国学力・学習状況調査の調査結果から、効果的なタブレット端末の活用ができていること、また本市の情報教育の取組については一定の成果が見られ、児童・生徒一人一人の情報活用能力の育成が図られていることが分かりました。

一方、課題として、タブレット端末の経年劣化によりバッテリーの故障等が見受けられ、それに伴ってＩＣＴ支援員のトラブル対応回数が増加しているとの答弁がありました。

それでは、再問いたします。

2点目の今後の将来像について、高田教育長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 坂東議員の一般質問3問目の再問、今後の将来像について答弁させていただきます。

本市における今後の教育の情報化につきましては、先ほどの部長の答弁にもございましたが、県のタブレット端末の共同調達により、来年度に新しいタブレット端末を選定し導入する計画でございます。これに伴い、各学校では新しいＯＳによるタブレット端末をより快適に使用することが可能となり、様々なアプリケーションやオンライン機能等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一層の充実が期待できます。

また、教育委員会に配置しておりますＩＣＴ支援員には、タブレット端末のトラブル対応だけでなく、今後においては教員への授業支援や研修に注力していただき、学校のニーズに対応した取組の充実を図ってまいります。

このように、教育委員会といたしましては、今後もＩＣＴ機器関連の整備を計画的に進めいくとともに、児童・生徒一人一人の情報活用能力の育成と教育効果を高める学習指導を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

教育の情報化をどのように進めていくのかについてがよく分かりました。

ただいま教育長が答弁されました取組を推進され、これから時代を担う子どもたち一人一人の情報活用能力の育成と教育効果を一層高める学習指導をお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 議席番号6番武澤豪。久しぶりですけれども、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、阿波市の農業政策についてです。

まず、阿波市を含めた全国で甚大な被害を出しているスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの対策について。

今年は、農家の中でもお米を作られている農家にとってはかなり久しぶりに少しは息のつける年がありました。私がインターネットで調査すると、お米の売価は、2003年に30キロ換算で1万1,000円で販売されており、それから実に22年ぶりに1万円を超えた金額で販売されております。ただ、当時と比べても資材費、人件費などの諸経費も

大幅に増え、手取り金額 자체は当時と比べ大きく減っているのも現状です。

消費者の方からは、お米が高い、高いと言われておりますが、生産者の一人として声を大にして言いたいのが、お米が高くなったのではなく、ようやく採算ラインぎりぎりのところまで戻ったということを考えていただければ幸いです。

さて、資材費の高騰の話をしましたが、過去にお米の生産で使われてなかつた資材が1つ増えたことは、消費者の方にはあまり知られていないことだと思います。その資材が1つ増えたこともお米の価格の上昇に加味していることが考えられます。

では、その資材を使わなければならぬ原因は何か、それはスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの発生です。1980年代に食用として輸入されたものが、現在も繁殖を続け、今の段階ではありますが、関東から南のほぼ全ての地域で増殖しているようです。

当初、ジャンボタニシは寒さに弱く越冬しないとのことでしたが、近年の温暖化に伴い、越冬した個体が生き続けることでさらに増殖し、稲作に毎年甚大な影響を及ぼしております。被害は稲作だけにとどまらず、徳島ではレンコンの被害もあるようです。

夏になれば、定植したばかりの柔らかい稲を好んで食べ、用水路や田んぼの縁にはピンク色の何とも言えない色の卵が並んでいるのは皆さんもご覧になったことがあると思います。

丹精込めて手間暇かけて田んぼをつくり、そして苗を植える。毎日朝晩に田んぼの水を見回り、必要な肥料を追加したり台風が来ないように祈り、虫が来てないか、病気にかかっていないかなどの確認も行いながら稲が黄金色になるまでこの作業が繰り返されます。

昔から、お米作りには、88の手が加えられていると言われます。こんな手間暇かけたお米に対して、ジャンボタニシの被害を軽減するために、生産者は水かさを低くしたり、可能な限りの大きな稲を植えたりするなど工夫も行った上で、仕方なく農薬が使われているのです。

2問まとめての答弁を求めておりますが、まず1点目の質問として、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシに対し補助金を出す検討をしていただけないか、いかがでしょうか。

そして次に、さきの質問では成虫に対しての補助金を先ほどお願ひしましたが、違った観点での対策です。

さきにも話しましたが、ジャンボタニシは、用水路や田んぼの壁面にピンク色の多くの卵を産みつける傾向があります。はっきり言って気持ち悪いものです。私のインターネットでの調査では、年間で約4,000個の卵を産み、2週間でふ化し、2か月で約1セン

チから3センチ以上の大きさになるとのことでした。また、卵には毒性があるため、素手で触ることはできません。この卵は、産卵直後のピンク色のときは、水に落とすと窒息死し、ふ化することはないのですが、時間がたち白くなると、水に落としてもふ化するようです。私は見かけたら、長靴で落とす、潰すなどの対策を取っておりますが、全国的な問題ですので焼け石に水状態です。

では、ここで2点目の質問として提案するのが、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシ駆除月間を設けてはどうかというものです。来年度に試験的に6月から8月の2か月間やつてみるだけでも結構です。

ケーブルテレビや広報で発信することで、少しでも稻作の被害を減らすことにつながるのではないかと思いますが、1つ目の質問として、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシ対策に対し補助金を出す検討をしていただきたい。2つ目の質問、スクミリンゴガイ、ジャンボタニシ駆除月間を設けてはどうか。この2点について併せて担当部長の答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 武澤議員の一般質問の1問目、阿波市の農業政策についての1点目、阿波市を含めた全国で甚大な被害を出しているスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の対策について答弁をさせていただきます。

スクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシは、昭和56年に外国から食用を目的として導入されましたが、日本人の食味の嗜好に合わず、一部の事業者による放棄などにより野生化し、その被害が現在では徳島県を含む35府県で発生するなど、水稻に大きな被害をもたらしております。また、近年の暖冬により、通常では冬の間に死滅していたジャンボタニシは、越冬する個体が増加するなど、2018年以降、特に西日本で被害が拡大しております。このジャンボタニシの被害を防ぐためには、成貝駆除をはじめ、浅水管理、農薬、石灰窒素散布、卵塊の除去など、それぞれの地域の実情に応じた取組が全国で行われているところでございます。

一方、本市においても、各農業者による被害防止対策をはじめ、地域活動の一つとして国の多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金制度を活用していただきながら被害防止対策に取り組んでいただいているところでございます。

こうした中、さらに被害防止対策を強化するため、薬剤防除資材等などの購入支援をはじめ、農業者等の被害防止意識の高揚を図るため、駆除月間などの期間を設けて地域全体

で実施する一斉駆除活動につきまして今回議員からご提案をいただきました。

本市といたしましては、議員ご提案の取組につきましては全国の先行事例やその事業効果等を検証しながら、必要に応じてジャンボタニシの被害防止につながる効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君）　武澤豪君。

○6番（武澤　豪君）　森部長より答弁いただきました。

被害防止につながるような効果的な施策を展開していただけるとのことでした。

駆除月間に關して、市が旗振り役となつてもらえるならば、駆除月間の中により効果的な集中日を設けることも望ましいと考えます。稲作の天敵とも言われるスクミリンゴガイ、ジャンボタニシが減少することで資材費が減少し、一手間削減できる上にお米の収穫量が増え、全体的に価格転嫁にもつながると考えます。

農業立市、そして阿波市の基幹産業である農業を守り成長させていくためにも、スピード感を持った前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、阿波市の農業施策についての再問に入ります。

近年、ＩＣＴ技術を使ったスマート農業という言葉が多く使われておりますが、その中でも最も身近なスマート農業の代表例がドローンを使った栽培です。

農業従事者も高齢化の一途をたどり、消毒などの防除作業や農作物生産における追肥作業も業者委託し効率化が図られております。

今年、知り合いがお米の防除作業をドローン業者にお願いしたところ、手作業では3人で10アール当たり30分から40分かけて行っている作業が、ドローンを利用すると10アール当たり5分から10分で終了し、夏の昼どきの炎天下のつらい作業が非常に助かったとの話を聞きました。今年は、全国的にカメムシも大量発生しており、米の被害も懸念していたようですが、ドローンを利用した防除のおかげでいいお米が取れたとのことでした。

ドローンを扱っている業者に問い合わせたところ、今のところドローンを利用した防除に対する薬品はまだまだ少ないものの、今後は国や県がスマート農業を推進しているので様々な作物に対して利用できる頻度が増えることが予想できるとの話でした。

しかし、ドローン免許も様々な機種があり機種ごとの免許が違うようで、機種を変更するたびに免許を取り直さないといけないとの問題もありました。

ドローンを活用した先進事例では、徳島県の勝浦町で行われているようです。勝浦町ではミカン栽培が盛んに行われているようですが、ここでも高齢化が進み、防除作業が思うようにできない農業従事者も増加傾向にあるようです。

私が電話で尋ねたところ、ミカン栽培には年5から6回の防除が必要であり、農業従事者の方々の大きな負担となっているようです。

そこで、勝浦町ではJAと連携した上でドローン作業を推進し、負担軽減につなげている手法が取られているようです。

現在では勝浦町の一般財源を使い、ドローン免許の教習費用の2分の1が補助されており、また町内で協議会を立ち上げ、地元の農業従事者が自らドローン作業を行うことで農業の地元継続や活性化につながるような話し合いがなされており、ドローン利用者に対する補助金も現在協議会で話し合いが進められているようです。

ここで、最初の質問として、阿波市においてもドローン散布利用者に対し補助金をお願いできないか、またドローン免許取得に際し補助金をできないかについて、次の質問に対しても併せて答弁を願いたいと思います。

次の質問です。

耕作放棄地解消について続けます。

近年は、人口減少や農業従事者の高齢化に伴う離農により、耕作放棄地が深刻な問題になってきております。耕作放棄地は、草や木が生え、畑としての機能をなくすばかりか、鳥獣のすみかや害虫のすみかとなり、周りの畑や作物、住民に対して不利益が生じます。今年のカメムシの大繁殖も地球温暖化と耕作放棄地が理由の一つとも言われております。

また、相続登記が令和6年4月1日から義務化になり、所有者は必ず登記しないと罰金を課せられるようになります。相続人が故人の近くに住んでいるなら何とかなりますが、もし遠くの県外にいる場合は土地の管理は難しく、利用者が現れるのを待つか、中間管理機構などに登録して借手を探す、購入者を探すなど方法は限られてきます。

しかし、購入者や土地の利用者が決まった場合でも一つの問題が生じます。それは、耕作放棄した時点からの草などの問題です。中間管理機構の紹介資料の中でも紹介文の中の備考欄に雑草ありとの文言があり、これが土地を借りるに当たっての一つの障害になります。

ここで、再問としてまとめて言いますと、阿波市においてもドローン散布者に対し補助金をお願いできないか、ドローン免許取得に際し補助金を出せないか、耕作放棄地解消作

業に対して補助金を出してはどうか、以上に対して答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 武澤議員の一般質問の1問目、阿波市の農業政策についての再問、ドローン作業や耕作放棄地解消作業に対して補助を出してはどうかについて答弁をさせていただきます。

初めに、ドローン作業への支援についてでございますが、近年、小型で安定性の高いドローン技術の進展が目覚ましく、農業分野においてもその取扱いの容易さ、拡張性の高さから、水稻への防除作業のほか露地野菜や果樹等への肥料散布、また圃場のセンシングなど様々な場面で活用されており、今後ますますドローンを活用した農作業の需要は拡大が予想され、国や県、本市におきましても、農業経営の支援、スマート農業の促進のためドローンの活用を推進しているところでございます。

また、ドローンを導入する際には、経営面積などを考慮し、購入もしくはJAや民間企業などに作業委託をするかなど慎重に検討する必要がございます。

購入する場合には、その費用や免許取得に要する費用、一方、作業を委託する場合には作業費用が発生いたしますが、購入や免許取得の際には、国や県の補助金制度の利用が可能であり、本市におきましても、共同利用が条件となります市単独事業で補助金制度を設けておりますので、ご検討いただければと考えております。

また、ドローンの作業委託に対する支援につきましては現在ございませんが、事業効果等を見極めながら今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、耕作放棄地の解消作業への支援につきましては、近年、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより今後急激に増加していくことが懸念されており、本市では、農業委員会による農地パトロールを通じて、耕作放棄地となっている農地の所有者に適切な管理を求めているところではございますが、農地の所有者の様々な事情により、農地への復元あるいは多くの農地で適切な管理ができていないのが現状であると認識しております。

こうした中、徳島県ではその解消対策として、耕作放棄地再生支援事業を県内全域で実施しており、耕作放棄地となっている農地を農地中間管理機構を通じ5年間以上耕作する者に対し、再生作業に係る経費について10アール当たり7万円の定額補助を行っております。

本市における耕作放棄地につきましては、農業者をはじめとする市民の皆様から様々なご心配の声をいただいておりますので、本市ではどのような支援策が必要なのか、どのよ

うな取組が効果的なのかをしっかりと見極めながら、本市の耕作放棄地が少しでも多く解消できるよう引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君）　武澤豪君。

○6番（武澤　豪君）　答弁いただきました。

ドローンの質問に対しては、ドローンの購入や免許取得に関しては国や県の補助制度が利用可能であり、阿波市においても共同利用が条件とのことですが市単独事業で補助金制度を設けている、またドローン作業委託に関しては、事業効果を見極めながら今後の検討課題とすることでした。

次に、耕作放棄地解消に関する補助金に関しては、遊休農地を農地中間管理機構を通じ5年以上耕作する者に対し、再生作業に係る経費について10アール当たり7万円の定額補助が実施されているとのことでした。

今回、阿波市議会副議長としての大役をいただき、久しぶりの質問でいろいろ不手際があったことを深くおわび申し上げます。

しかし、私も一農家として、阿波市を含めた農業を取り巻く環境は年々大きく変化しており、今回の問題を来年まで見過ごすことはできないと考え質問させていただきました。

市議会議員は、市民の方々と行政のパイプ役として役目を果たすのが務めです。今回の質問は、市民の方から要望をいたいた質問や要望であり、喫緊の課題であります。答弁の中にも、検討課題という言葉が出てきますが、限られた予算の中でやりくりは大変だと思いますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、しっかりとそして迅速に課題に正面からぶつかっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（笠井安之君）　これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時20分　休憩

午後1時29分　再開

○議長（笠井安之君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

13番笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 13番笠井一司、議長のご指名をいただきましたので一般質問をいたします。

いつも最後の質問となります、質問の論点をまとめるのに時間ぎりぎりまで考えてし  
まいますので、質問の提出が遅れてしまいます。ほかの議員と質問が重なっていないかと  
心配するわけですけれども、残った質問ということで、昔ある議員が最後の質問のことを  
落ち穂拾いだというふうに申しておりましたが、今回その落ち穂を4問質問することとい  
たします。幸いにも今回は1問だけ重なっておりましたが、先ほどお話をございましたよ  
うに、黒川議員に譲っていただきました。ありがとうございました。

それでは、最初にその1問、第1問目、市民との対話についてお伺いいたします。

阿波市総合戦略では、新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚・出産・  
子育ての希望づくり、活力ある暮らしやすい地域づくりを4つの基本目標に施策を展開し  
ておりまして、市長は「みんなでスクラン、市民が主役のまちづくり」をスローガンに、  
市民の声をこうした施策の中に反映していこうと、就任以来、阿波市まちづくりミーティ  
ングを行っております。

そこで、市長の政策として市民対応を進めていますが、これまでの実績と成果を伺いた  
いと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 笠井一司議員の一般質問の1問目、市民との対話について、市長  
の施策として市民対話を進めているが、これまでの実績と成果を伺いたいについて答弁を  
させていただきます。

私が市長に就任させていただきまして約1年8か月、細かい話をしたら593日目に今  
日なります。人口減少や少子・高齢化、人と人、地域と地域の交流機会の減少など、コロ  
ナ禍の影響が今も続いておりまして、本市をはじめとする地方自治体の喫緊の課題となっ  
ております。これらの難題解決への糸口を見つけ出し、持続可能な阿波市を築き上げてい  
くためには、市民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、皆様とスクランを組み、市民  
が主役のまちづくりを実現させることが必要不可欠だと考えており、様々な機会を通して  
市民との対話を重視してまいりましたが、これからもしていきたいと思っております。

もちろん、対話の中では、公益性とか公共性、現実性を分担した市民との連携を念頭に  
話し合いを実施しております。この間、コロナ禍を終えて、市内での各種総会にも約310  
回ぐらい参加しております、その機会には、市議会議長とも同席する機会があります

が、総会のみでなく後最低1時間は残っていろんな声を聞くということで効果があるということで実施をしております。

その対話の機会の一つとして、阿波市まちづくりミーティングというのを行ってまいりました。阿波市まちづくりミーティングの内容について申し上げますと、令和5年度、昨年度には団体名として3件、四国の地図測量発祥地保存会、阿波市手をつなぐ育成会、そして3つ目がまちづくり未来会議の3件の申請がございました。今年度に入りまして、やねこじき・d e・町おこしの会、また最近ではあわ移住協力隊の2件から申請があり、どれも参加してきたところでございます。

この中で、実績の一部といたしまして、四国の地図測量発祥地保存会からの四国の測量史上貴重な西林村の基線西端点——一等三角点っていうんですけど——の活用提案があり、文化財の保存の観点から史跡を整備し、教育素材や観光素材として活用をする予定でございます。

次に、午前中の質問でもありましたが、北上議員よりあった、阿波市手をつなぐ育成会からはケアラー活動に対する支援の必要性の提案があり、市民福祉の向上の観点から広報あわ11月号にケアラー相談窓口を掲載し、見える化を図るとともに、先月市民情報スペースにおきまして、市と連携のもと、育成会主催のケアラー支援イベントを開催するなど取組を行っております。

その他全てはお時間の都合上ではございますが、ゼロ予算で実施できた事業もございます。今後、まちづくりミーティングの申請の団体は、阿波市の地域振興の推進、町の活性化をさせようという気持ちの非常に強い人たちの集まりで、様々なご意見が非常に参考となっております。

また、これまた違うんですけど、まちづくりミーティングとは別に、事務局を阿波市に置いて県内で会員を擁する行政団体とも交流をしております。その団体におきましては、阿波町の免許センターの周辺で会議室を置きまして、定期的に、環境、社会福祉、子育て、教育、農業の各分野で会員を擁しております。最近では市役所の担当課がミーティングに同席する場合もあり、今月の17日にも子育て、教育分野でのミーティングも予定しております。

市民と直接対話することは、想像以上に効果があるものと受け止めており、阿波市の活性化に寄与するものと考えております。今後も継続していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君）　笠井一司君。

○13番（笠井一司君）　ただいま市長の阿波市タウンミーティングをはじめとした市民との対話に対する積極的な取組の成果をお伺いいたしました。

これまで5回のミーティングを開きまして、その中から2点ご紹介がありました。西林村の三角点については、過去に何かで読んだことがありますて、たしか吉野川近くであつたと思いますけれども、何か所かあったように記憶しております。学術的にも大変貴重なものであると思います。また、阿波市手をつなぐ育成会の活動につきましては、先ほど北上議員の質問にもございましたが、熱心に活動を行っており、市民福祉の観点から市の支援をお願いしたいと思います。

答弁では、こうした市民の声を今後の市政運営に生かしていきたい、今後もまちづくりミーティングを継続的に行い、市民が主役のまちづくりの実現につなげたいとのことです。阿波市の基本的な施策を有効なものとするため、また市民の考えと市の施策が乖離しないようにするため、今後とも市民との対話を続けていただきたいと思います。

次に、第2問目、年収における所得控除等の引上げについてを質問したいと思います。

さきに9月の定例会におきまして、市民の所得向上と市民の公共料金等の負担軽減につきましてお伺いしたところでございます。阿波市民にとって、これまで復興所得税、消費税の税率アップ、森林環境税と子ども手当支援金の新設と、税や公共料金の負担が次第に増えてきており、大変難渋しております。今、国会において、所得控除の引上げが議論されており、所得税で控除額が103万円となっておりますが、所得税及び住民税の基礎控除をそれぞれ75万円引き上げた場合、国と地方の合計で年約7兆6,000万円の減収になると言われております。

そこで、個人所得において、年収の壁——103万円の壁でございますが——が議論されておりますが、控除額——基礎控除額及び給与所得控除額のことでございますが——これが引き上げられた場合、阿波市におきましてどれだけの影響があるかお伺いいたしたいと思います。

○議長（笠井安之君）　森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君）　笠井一司議員の一般質問の2問目、年収における所得控除等の引上げについての1点目、個人所得において年収の壁（103万円の壁）が議論されていて、控除額（基礎控除額及び給与所得控除額）が引き上げられた場合、阿波市におい

てはどれだけの影響があるかについて答弁させていただきます。

議員お話しのとおり、国において年収の壁の見直しをめぐる議論が活発化しております。いわゆる年収103万円の壁は、年収が103万円を超えると所得税が発生するものでございます。この所得税については、収入から一定額を差し引いて税負担を軽減する控除が設けられています。まず、基礎控除としまして、原則全ての納税者を対象に年間所得が2,400万円以下であれば、一律48万円が控除されます。次に、給与所得控除としまして、給与所得を得ている方を対象に55万円が控除されます。この48万円と55万円の2つの控除額を合わせると103万円となり、給与所得の方の年収がこれを超えると所得税の支払いが発生することになります。

一方、石破総理大臣は、11月29日の衆参両院の本会議で所信表明の演説を行い、年収103万円の壁については、来年度の税制改正の中で議論し、引き上げると表明いたしました。それにより、全国の自治体で様々な課題が議論されているのが実情でございます。

議員のご質問にありましたように、現在国において議論されている検討案であります所得税の基礎控除などの額を178万円へ引き上げられた場合の阿波市の市民税への影響についてでございますが、あくまでも仮定でございますが、本市の税システムに当てはめて試算しますと、令和5年度の歳入決算額における市税全体の収入額約36億9,000万円のうち、13.5%に当たる約5億円の減収となる見込みでございます。今後、国の動向を注視しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ただいまご答弁いただきました。

これはあくまでも試算ということでございますが、控除額が引き上げられた場合に、市税の収入額が市税のうち13.5%、約5億円の減少になるという見込みでございます。市税収入が大変大きく減ることとなるようでございます。

これに対しまして、再問ですけれども、阿波市としてどのように考えておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問2問目、年収における所得控除等の引上げについての再問、どのような対応を考えているかについて答弁をさせていただきます。

先ほど市民部長より答弁がありましたとおり、年収103万円の壁の見直しにより控除額が引き上げられた場合、阿波市の影響は約5億円の減収となり、その影響は本市の財政を圧迫し、住民サービスの低下を招くおそれがあるものと認識しております。

先月25日に開催された全国知事会議においては、国に対し、年収103万円の壁の見直しに係る地方税財源への影響に配慮を求めるとともに、安定財源を確保するよう要望されたところでございます。現在、具体的な内容が定まっていないことから、その動向を十分注視し、内容が定まった際には適切に対応し、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） この改正につきましては、まだ確定したものではございませんので、仮定の話であったので明確なご説明は多分できないのだろうと思います。答弁では、減収となる、市の財政を圧迫し住民サービスの低下を招くおそれがあるが、まだ具体的な内容が定まっていないので動向を注視し、適切に対応し、持続可能な財政運営に努めたいとのことでございます。

以下につきましては私の私見ということになりますが、地方交付税は基準財政需要額と基準財政収入額との差に対しまして交付されるものです。収入額が減れば、この基準財政収入額は収入額の75%とカウントされておるようですが、地方交付税には減収加算という措置もありまして、一方で国全体の所得税の33%が地方交付税に充てられるということになっておりまして、所得税の総額が少なくなれば地方交付税の総額が抑えられるマイナスの要素もございます。阿波市の地方住民税の収入の減は5億円となる見込みのようですが、地方交付税の減収加算等の措置によりまして、最近では国の税収も増えてきておりますので影響は5億円よりは少ないのではないかと思われます。

また一方で、視点を変えてみると、地方住民税が5億円、所得税は累進制なのでもう少し多いと思いますが同額と考えて、合わせて10億円、阿波市住民の可処分所得、手取り収入が増えると思われます。この分は大部分が消費に回ると思います。また、これが消費が増えるということで市の活性化につながり、阿波市に還元される地方消費税が増えるのではないかとも思われます。所得税控除額の引上げは恒久減税となりますので、これまで、先ほど申しましたように、消費税の税率アップや森林環境税、子育て支援金など負担が増えてまいりました。こうしたことから、このことは市民の手取り収入の向上と負担軽

減になりますので、阿波市民にとって生活支援になり、歓迎すべきことであるということですでの、私としましては肯定的に捉えたいと思います。

次に、3問目、外国人の土地取得についてお伺いいたします。

阿波市内においても、外国人による農地をはじめとした土地取得が見られるようになります。外国人による土地取得の実態はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 笠井一司議員からは、外国人の土地取得についてご質問をいたしております。お答えをさせていただきます。

外国人による土地の取得につきましては、全国的に年々増加傾向にあり、本市におきましても外国人による農地を含めた不動産の取得がされております。

我が国の外国人による土地の取得につきましては、古くは1925年、大正14年、外国人土地法の制定により、一定の制限をかけた上での取得を認めておりましたが、外国人による国防上重要な地区の土地取得について制限を定めた第4条を受けた施行令によりまして、伊豆七島、小笠原諸島、対馬、沖縄諸島、南樺太などの土地の取得に関しましては、陸軍大臣、海軍大臣の許可が義務づけられておりました。この施行令につきましては、太平洋戦争終戦後の1945年、昭和20年に廃止となり、その後我が国ではほとんど制限なく外国人が土地の取得ができる環境が続いてきたところでございます。

このような中、近年、外国資本による積極的な土地の買収などを受け、防衛関係施設、海上保安庁施設、原子力発電所、空港などや国境付近にある離島については、施設及び島の周囲1キロメートルの区域内について、外国人を含めた個人、法人の土地利用状況を国が定期的に調査することとした重要土地等調査法が2022年に施行されております。

議員ご質問の本市におきます外国人による土地取得の実態につきましては、法務局での土地の所有権移転に伴う登記簿情報によりますと、外国人が所有する所有者数、地目の筆数と面積につきましては、18名の所有者で62筆、約3万6,780平米となっており、そのうち田畠の地目では7名で31筆、約2万2,300平米となっております。阿波市全体の面積約161.17キロ平米のうち、外国人が所有する割合は0.02%となってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 答弁では、外国人による土地取得は阿波市内で18名、62

筆、約3万6,780平方メートル、3町6反ということでございましょうか。うち、農地が7名、31筆、約2万2,300平方メートル、2町2反とのことで、まだそれほど多くないようでございますが、よくお聞きしますと、会社などの法人による取得や相続によって外国人の名義になっているものは把握されていないようです。

今、たちまちは問題は生じていないようですが、市内では不在地主となって管理されていない土地が増えており、各所で問題が生じております。特に、外国人ですと国外に帰ってしまう可能性があり、将来問題が生じる危険性があります。例えば、所在がつかめなくなる、転売などにより所有者が分からなくなる、固定資産税が納付されなくなる、管理されなくなる、公共事業に支障が出るなどなど、今のところ可能性ですが問題が発生するおそれがあります。

そこで、再問ですが、市としてどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 笠井一司議員の再問、外国人の土地取得についての問題についてお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税につきましては、毎年1月1日時点における所有状況によりまして課税をさせていただいておりますが、この納税義務者は、阿波市税条例第64条の規定によりまして、海外に移住する外国人を含む市外に住む者は固定資産税の納税に関する一切の事項を本人に代わり行わせるために、阿波市内に住居を有する納税管理人を選任し、市長に申請する必要があります。また、納税管理人の届出をしない場合には、納税通知書が送付できないため、市役所の掲示板に一定期間公示送達を行うことにより、書類が送達されたものとみなされます。その後、日本国内に差し押さえる財産がなければ滞納処分を執行停止とすることとなり、執行停止の状態が3年続くと納税義務は消滅するということとなります。

続いて、外国人土地所有者に限らず所有者不明土地の管理の対応策といたしましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が令和元年に施行されました。この主な制度といたしましては、まず登記官が長期間相続登記がなされていない土地について、法定相続人を探索した上で、法定相続人に登記を勧告することができる不動産登記法の特例、地方公共団体の長等が所有者不明土地の適切な管理のために必要であると認めるときは、家庭裁判所に対して財産管理人の選任申立て権を付与できるようにした民法の特例が定められております。

続きまして、公共事業の執行に対する影響についてでございますけれども、現在、登記名義人が外国人である場合、個人の特定の問題や連絡を取ることが困難という問題があります。そのため、改正不動産登記法では、所有権の登記名義人が国内に住居を有しないときは、国内の連絡先を新たに登記事項としてございます。外国人土地所有者に限らず、所有者不明土地に対する公共事業の執行につきましては、まず不在者財産管理人を家庭裁判所に申し立て、選任をし、対応するやり方。続いて、土地所有者等が既に死亡し、その相続人の存在が明らかでない場合について、相続財産管理人を家庭裁判所に申し立て、選任し、対応するやり方。そして、土地収用法による裁決の申請をすることによりまして対応するやり方などが考えられますが、いずれも相当な時間を要することが考えられるため、円滑な事業の執行に支障が出るものと考えてございます。

現在、我が国では外国人が日本の土地を取得するのには、諸外国に比べ使途の制限が少なく活用の自由度が高いため、外国人にとりましては魅力がある一方、問題が顕在化しているため、今後におきましては使途に制限をかけた法改正が必要であると、このように考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 大変ありがとうございました。

私といたしましては、外国人における所有者不明土地につきましては手だてがないと思っておりましたが、大変よく調べていただき、それによると最近の法律改正により、固定資産税では公示送達により差押えができることや、所有者不明の土地については、家庭裁判所に対して財産管理人の選任を申し立てることができるなど、法的にはある程度の措置が取れるようになっているようですが、現実問題として非常に手續が煩雑で実現にはハードルが高いと思われます。

問題は違いますけれども、現在問題として発生している例として管理されていない危険家屋の取壊しがありますが、危険家屋については法的には行政代執行の方法がありますが、いまだにそれが行われていない。こうした現状を見ると、外国人の土地取得による将来の危険性の問題については、法的にはある程度整備されているようですが、現実にはほとんど対応できないのではないかと心配いたします。

そこで、少なくとも阿波市では、常に現状を把握できるような体制を取っていただき、また問題が生じたときには直ちに対応できるよう要望をいたします。

次に、4問目、消費生活センターの活動についてお伺いいたします。

阿波市の消費生活センターは、平成29年に設置されました。当初は商品の産地偽装などの問題に対応するといったようなことが中心でしたが、この頃は内容が大分変わっているようです。

そこで、1点目として、消費生活相談の現状や活動状況、相談件数などについてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、消費生活センターの活動についての1点目、消費生活相談の現状や活動状況について答弁をさせていただきます。

消費生活センターは、消費者の利益の擁護と増進を図り、市民生活の安定と向上に資するため、平成29年6月市役所本庁1階に設置し、消費者被害の防止に向けた啓発活動をはじめ、消費者からの消費生活に関する相談を受け付け、その問題解決に向けて助言やあっせんなどを行っております。

議員ご質問の消費生活相談の現状についてでございますが、相談の実績件数としましては、令和4年度が233件、令和5年度が236件で、本年度は4月から11月末までで151件となっており、毎年多くの相談が寄せられております。

次に、相談内容についてでございますが、最近ではネット通販の解約に関するトラブルや太陽光パネルの点検、屋根工事や外壁塗装など訪問販売に関する相談が多くなっております。年代別の相談割合としましては、60歳代以上の方が全体の55%以上を占めております。

相談対応につきましては、専門的な知識を有した消費生活相談員が本人から詳しく相談内容の聞き取りを行いながら、事業者との自主交渉の進め方など具体的な解決方法などについて助言や情報提供を行い、当センターのみで解決が難しい場合には国の国民生活センターや県の消費者法務専門員などに助言を仰ぎ、対応している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 相談件数は令和5年度で236件、内容としてネット通販の解約や訪問販売など当初とは違いました様々な分野の相談があり、特に60歳代以上の方の相談が55%以上を占めておりまして、専門的な知識を有した消費生活相談員が助言や情

報提供を行い、関係者の協力を得て対応しているということでございます。近年は、相談内容が特殊詐欺など、より高度化、深刻化してきているようです。

そこで再問として、2点目として、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、消費生活センターの活動についての再問、相談や対応内容が特殊詐欺など、より高度化、深刻化してきていると思うが今後の対応について答弁をさせていただきます。

近年、消費者を取り巻く環境は、高度情報化社会の進展により大きく変化を続け、インターネットやSNSを介した消費者トラブルの内容も複雑化、多様化しており、中でも高齢者などを狙った特殊詐欺や悪徳商法による被害は後を絶たず、消費者対策の充実強化が求められております。

こうしたことから、当センターでは、NTTを名乗る架空請求や介護保険料の還付金に関する不審電話の相談など特殊詐欺が疑われるような相談があった場合には、当センター内にとどめることなく、阿波吉野川警察署と速やかに連携し、音声告知機放送等により市民の皆様への注意喚起を迅速に行っているところでございます。また、固定電話を介した特殊詐欺や悪質化する電話勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、令和3年度からは65歳以上の方を対象に迷惑電話防止機能付電話の購入支援などの取組も行っており、さらに令和3年度からは消費者被害の未然防止と地域の見守りの役割を担っていただく消費生活協力団体等を委嘱するなど、地域ぐるみでの被害防止対策にも取り組んでいるところでございます。

また、当センターでは、国等が開催する研修や講座にも積極的に参加するなど、相談員は常にスキルアップに努めており、消費者問題が日々変化する中で、引き続き市民の皆様が安全で安心して生活を送っていただけるよう、消費者被害の防止に向けた周知啓発と迅速かつ適切な消費者相談業務にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 架空請求や還付金に関する不審電話についての相談があり、こうした場合には、警察署などの関係機関と連携を取ったり、音声告知放送により注意喚起を図っており、また高齢者を対象に固定電話を介した特殊詐欺や悪質な電話勧誘販売防止のため迷惑電話防止機能付電話の購入支援を行っているとのご答弁でございました。

消費生活相談は多岐にわたっており、また高度化、複雑化してきているので大変難しい資格試験が必要ですが、相談員のスキルアップに努めていただき、そして消費生活センターには警察のO Bの方もおいでありますので、そうした方との連携により、市民の皆さんの安全・安心、消費者被害の防止に取り組んでいただきたいと思います。

今、午後2時8分でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで13番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第55号 令和6年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第3 議案第56号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第57号 令和6年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第58号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第59号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第60号 阿波市企業立地促進条例の一部改正について

日程第8 承認第14号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）

○議長（笠井安之君） 次に、日程第2、議案第55号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第8、承認第14号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）までの計7件を一括議題いたします。

これより議案に対する質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号から承認第14号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第4回阿波市議会定例会日割表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、9日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の日程を報告します。

11日午前10時から総務常任委員会、午後1時から議会改革特別委員会、12日午前10時から文教厚生常任委員会、午後1時半から地域活性化特別委員会、13日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、12月20日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時11分 散会